給与支払報告書提出義務者　様　　令和８年11月

給与支払報告書などの提出について（依頼）

日ごろより長泉町の税務行政について、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年も給与支払報告書を作成していただく時期となりました。時節柄、ご多忙とは存じますが、下記の事項をご確認の上、期限までに提出くださいますようお願いいたします。

なお、**令和８年中に給与の支払を受けた方が長泉町にいない場合は、長泉町への提出は必要ありません。令和９年１月１日現在の住民登録地をご確認ください。**

１.給与支払報告書を提出しなければならない方

令和９年１月１日現在において、給与（給与・賃金・賞与ならびにこれらの性質を有するものすべて）の支払をしている事業所もしくは事業主は、令和８年１月１日から令和８年12月31日までの期間に支払った給与について、支払を受けた方全員の給与支払報告書を提出してください。パート・アルバイトの方、外国人給与所得者等につきましても、提出していただくようお願いします。

※退職者につきましても、給与支払報告書の提出をお願いします。提出がないと、支払を受けた方の収入状況が把握できません。

※青色（白色）申告の事業主につきましても、事業専従者および従業員の給与支払報告書を提出してください。

※eLTAXにて申告いただく事業所もしくは事業主は、この書面による提出は不要です。

※租税条約の規定により住民税が非課税になる場合は、『摘要』欄にその旨を記載してください。入国年月日・滞在期間・帰国予定が判明している場合は、その旨も記載してください。「租税条約に関する届出書」の写しもあわせてご提出ください。

２.様式の入手方法

本通知に同封しております**総括表および普通徴収切替理由書兼仕切書は、同封分のみのご用意となっております。**『個人別明細書（複写様式）』・『総括表』・『普通徴収切替理由書兼仕切書』の税務課窓口での配布は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

複写様式ではない個人別明細書につきましては、税務課窓口にも若干数を用意しておりますが、数に限りがございます。**最寄りの税務署にてお受け取りいただくか、国税庁HPよりダウンロードいただきますようお願いいたします。**

また、提出についてはeLTAX（エルタックス）による電子提出をご活用ください。eLTAXをご利用いただくことで、紙の様式の準備が不要となるほか、複数の市区町村への一括提出が可能となります。詳細・利用につきましては、eLTAX HPをご参照ください。

３.給与支払報告書の提出期限

提出期限は、２月１日となっておりますが、事務の都合上 **令和９年１月18日（月）まで** にご提出いただきますようお願いします。

※給与等の支払を受けた方の**令和９年１月１日現在の住所または居所所在の市区町村に、**提出してください。

7.住民税の特別徴収事務について

「特別徴収」とは、給与支払者（事業所）が、毎月従業員の給与から「住民税」を差し引き従業員に代わって納入する方法で、地方税法上では給与所得者には原則この方法での納付が義務付けられております。

今まで、「特別徴収」の方法を採用していない事業所につきましても、**今後は法定要件に該当する全ての事業所を該当とさせていただきます**ので、ご協力をお願いいたします。

なお、別紙『個人住民税の普通徴収への切替理由書』の理由　普Ａ～Ｆに該当する場合は普通徴収に切り替えることができますので、『個人住民税の普通徴収への切替理由書』を作成し提出してください。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

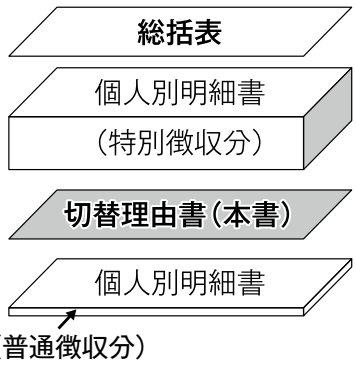
令和9年度普通徴収切替理由書 兼 仕切書

指定番号
42100

静岡県駿東郡長泉町長 あて

給与支払者の氏名又は名称	株式会社 〇〇商事	
符号	普通徴収切替理由	人数
普Ａ	総従業員数が2人以下 （下記「普Ｂ」～「普Ｆ」に該当する全ての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数）	人
普Ｂ	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者など）	人
普Ｃ	給与が少なく税額が引けない	2 人
普Ｄ	給与の支払が不定期（給与の支払が毎月でない）	人
普Ｅ	事業専従者（個人事業主のみ対象）	人
普Ｆ	退職者又は退職予定者（5月末日まで）	1 人
合計		3 人

〈提出の仕方〉



この欄の人数と総括表「普通徴収対象者」の合計人数が一致することを確認してください。

◇◇◇

６.給与支払報告書（個人別明細書）の記入について

左上に⑨と記載された様式を使用してください。

・長泉町に１部ご提出いただき、源泉徴収票は受給者本人に交付願います。
・扶養親族は年齢と所得によって所得控除が異なります。対象となる扶養親族の生年月日をご確認の上、16歳未満の扶養親族欄も忘れずに正しく記入してください。

専従者給与を支払ったときは、「専従者給与」または「専給」と記入してください。

正しく個人を特定するため、氏名フリガナを正確に記入してください。

16歳未満の扶養親族数を記入してください。

所得税から控除した額を記入してください。

前職分の給与を合算して年末調整したときは、前職分の給与支払者名、支払額等を記入してください。

普通徴収とする場合は、ここに必ず略号（普A・普B等）を記入してください。

該当する生命保険等の金額を記入してください。住宅借入金等特別控除可能額と居住開始年月日を記入してください。
控除区分が誤っていると住民税が正しく計算されません。

非居住者には「〇」を記入してください。

名字が受給者と同じ場合でも省略せず、フルネームで記入してください。
個人番号も必ず記入してください。

正しく個人を特定するため、生年月日を正確に記入してください。

令和８年中に就職、または退職した場合は、該当の欄に〇印を付け、その日付を記入してください。（就、退職両方の場合は退職日を記入）

⑨ 給与支払報告書（個人別明細書）

支払を受ける者 住所	××町△△1番地の2
（受給者番号）	
（個人番号）	9876543210987
（役職名）	経理課長
氏名	（フリガナ）スントウ　イチロウ　駿東　一郎
種別	給与
支払金額	6,500,000円
給与所得控除後の金額（調整控除後）	4,760,000円
所得控除の額の合計額	2,628,800円
源泉徴収税額	0円
（源泉）控除対象配偶者の有無等	有
配偶者（特別）控除の額	380,000円
控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）	特定 1人
16歳未満扶養親族の数	1人
障害者の数（本人を除く。）	特別 内 人 その他 内 人
非居住者である親族の数	人
特定親族特別控除の額	
社会保険料等の金額	623,800円
生命保険料の控除額	120,000円
地震保険料の控除額	15,000円
住宅借入金等特別控除の額	115,600円
（摘要）	前職分　△×株式会社　支払金額　1,750,000円 社会保険料200,800円　源泉徴収税額61,160円
	普Ａ
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額 ／ 旧生命保険料の金額 100,000円 ／ 介護医療保険料の金額 80,000円 ／ 新個人年金保険料の金額 ／ 旧個人年金保険料の金額 120,000円
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数 ／ 居住開始年月日（1回目） 29年7月8日 ／ 住宅借入金等特別控除区分（1回目） 住（特） ／ 住宅借入金等年末残高（1回目） 15,600,000円 住宅借入金等特別控除可能額 156,000円 ／ 居住開始年月日（2回目） ／ 住宅借入金等特別控除区分（2回目） ／ 住宅借入金等年末残高（2回目）
（源泉・特別）控除対象配偶者	（フリガナ）スントウ　ハナコ　氏名 駿東　花子　区分　個人番号 2345678901223
配偶者の合計所得	280,000円
国民年金保険料等の金額 ／ 基礎控除の額	／
旧長期損害保険料の金額	30,000円
所得金額調整控除額	円
控除対象扶養親族等 1	（フリガナ）スントウ　タロウ　氏名 駿東　太郎　区分　個人番号 456789012345
控除対象扶養親族等 2	（フリガナ）スントウ　ジロウ　氏名 駿東　次郎　区分　個人番号 678901234567
控除対象扶養親族等 3	（フリガナ）　氏名　区分　個人番号
控除対象扶養親族等 4	（フリガナ）　氏名　区分　個人番号
16歳未満の扶養親族 1	（フリガナ）スントウ　サブロウ　氏名 駿東　三郎　区分　個人番号 890123456789　5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号
16歳未満の扶養親族 2	（フリガナ）　氏名　区分　個人番号
16歳未満の扶養親族 3	（フリガナ）　氏名　区分　個人番号　5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
16歳未満の扶養親族 4	（フリガナ）　氏名　区分　個人番号
未成年者	
外国人	
死亡退職	
災害者	
乙	
本人が障害者 特別	
本人が障害者 その他	
寡婦	
ひとり親	
勤労学生	
中途就・退職 就職	〇
中途就・退職 退職	
中途就・退職 年 月 日	8 6 1
受給者生年月日 元号	昭和
受給者生年月日 年 月 日	40 3 6
支払者 個人番号又は法人番号	9876543210987
支払者 住所（居所）又は所在地	××町△△5番地の6
支払者 氏名又は名称	株式会社　〇〇商事　（電話）055-988-XXXX

（市区町村提出用）

（摘要）に前職分の加算額、支払者等を記載してください。　375

詳しくは『**給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き**』や、長泉町HP『**令和８年分給与支払報告書の提出について**』を参照してください。

４.総括表の提出について

『総括表』は、**提出する市区町村ごとに１枚**を表紙として添付してください。

※長泉町以外の市区町村に提出する場合は、提出先を訂正してお使いください。

※**令和８年度に特別徴収をしていただいている給与支払者様は、『給与支払者名』『給与支払者住所』『特別徴収の指定番号』等が印刷された総括表をご使用ください。**

記入例

令和９年度給与支払報告書（総括表）

２月１日までに提出してください。

指定番号
42100

静岡県駿東郡長泉町長 あて 令和 9 年 1 月 18 日提出

給与の支払期間	令和　　年　　月分から　　月分まで												
給与支払者の個人番号又は法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7
フリガナ	○○ショウジ												
給与支払者の氏名又は名称	株式会社 ○○商事												
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称													
フリガナ	×× チョウ △△												
同上の所在地	〒411−×××× ×× 町 △△ 5 番地の 6												
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	代表取締役 △△ 一郎												
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	○○ 課　△△ 係 氏名 □△ 富士子 （電話 055−988−△△×× ）												
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 □□会計事務所 □□ 山男 （電話 055−988−×××× ）												

事業種目		
受給者総人員	20 人	
報告人員	特別徴収対象者	8 人
	普通徴収対象者（退職者）	1 人
	普通徴収対象者（退職者を除く）	2 人
	報告人員の合計	11 人
所轄税務署名	○○ 税務署	
給与の支払方法及びその期日		
納入書の送付	必要 ・ 不要	

静岡県駿東郡長泉町提出用

各新種規変登更録	所在地とは別の住所に書類送付先登録をご希望の場合、または所在地・名称・書類送付先等に変更がある場合は該当番号に○をし、下記に記入をお願いします。 1. 書類送付先新規登録　2. 所在地変更　3. 名称変更 4. 書類送付先変更　5. その他の変更 （　　）	新規採用や中途入社がいる場合、その人の前職分の給与は含んでいますか。	はい ・ いいえ （人数 1 人）
備考		摘要欄にその旨の記載はありますか？	はい ・ いいえ
町処理欄	処理日： マイナンバー確認： 控処理： 電話確認（必要・不要）（　月　日確認済）	受付日	

※この総括表に個人別明細書を添えて提出してください。　　提出期限：令和９年２月１日

※独自の総括表様式にて提出する場合でも、こちらの総括表を未記入のまま同封してください。

指定番号を記入してください。前年に特別徴収実績のある事業所様は、別途送付している専用の総括表をご使用ください。

従業員の総数を記入してください。
（他市町村分も含みます）

普通徴収の人数が、「令和９年度（８年分）普通徴収切替理由書兼仕切書」の人数と一致するようにしてください。

報告人員の合計と給与支払報告書の合計枚数が一致するようにしてください。

新規採用、中途入社の方の個人別明細書の支払金額等に前職分の給与等を合算しているかどうか、摘要欄にその旨を記載してあるかどうか、またその合計人数を記入してください。

５.特別徴収にかかる給与支払報告書提出後の異動

給与支払報告書の提出後に退職や転勤などの異動があった場合は、令和８年度に長泉町の特別徴収の対象ではなくても、**『給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書』**を長泉町にも提出してください。